

コーポレート・ガバナンス報告書

2021 年 9 月 27 日

会社名 オージックグループ株式会社

代表者名 代表取締役社長 田中文彦

問合せ先 取締役経営企画室長 金田善雄

TEL 072-965-1011

URL : <http://www.ogicgroup.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、お客様と社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念としており、この不変の理念を具現化するため「オージックフィロソフィ」を定め、当社グループのすべての役職員の行動指針としております。当社グループのコーポレート・ガバナンスは、この経営理念とフィロソフィをベースとして立脚するものと考えております。

また、当社グループを取り巻く経営環境が急激に変化するなか、当社グループが安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、そして透明性を高めていくことが必要不可欠であると考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを適切に運用するための体制を構築し、さらには、その実効性を高めるため、社会環境の変化や法令等の施行に対応し、適宜、必要な見直しを行うとともに、ステークホルダーの皆様に対し、適切に経営情報の開示を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中文彦	629,110	48.4
大阪中小企業投資育成株式会社	520,000	40.0
田中純子	89,700	6.9
田中汰樹	41,200	3.1
真鍋清信	10,000	0.8
山本秀雄	10,000	0.8

支配株主名	田中文彦
-------	------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	3名
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、ひかり監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しております。また、監査役設置会社として監査役が年間監査計画に基づき、取締役の業務の執行状況について監査を行うとともに、取締役会などの重要会議に出席し、意見を述べるにより、経営の実効性を高めることに努めております。さらに、内部監査事務局は、経営管理本部内に設置され、年間内部監査計画に基づき、各部門の業務監査及び特命監査を行っております。監査役、会計監査人及び内部監査事務局は、適宜、情報連携を図りながら、それぞれの担当分野における監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任していない
社外監査役の人数	0名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【独立役員関係】

独立役員的人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	指名等委員会を設置しておりません。
------	-------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

なし

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役（うち社外取締役0名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社及び当社グループ諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

当社グループでは、ホールディングス会社であるオージックグループ株式会社（発行者）のみが取締役会設置会社となっており、その他のグループ会社は取締役会非設置会社となっております。オージックグループ株式会社の取締役会には、各グループ会社の経営責任者がオブザーバーとして参加し、グループ各社の経営状況について報告を行っており、この取締役会はオージックグループ全体の監督機能を有しております。

オージックグループ株式会社の取締役は業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

・グループ経営会議

グループ経営会議は、取締役ならびに会議の進行の上必要となる部門責任者（各グループ会社責任者を含む）が参加し、月1回開催しております。この会議において、各本部・子会社からの業務執行状況および月次業績の報告と審議をおこなっております。

・監査役

当社は監査役設置会社制度を採用しており、監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

・コンプライアンス委員会

当社及び当社グループは、コンプライアンス基本規程に定めるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持発展を行っており、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役および常勤監査役を委員として構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに反するおそれのある行為や事実について対処および再発防止策等について評価検討を実施しております。また、同時にコンプライアンス委員会の管轄として、内部者通報制度を設置しており、当社及び当社グループの従業員等がそれらの行為や事実気付いたときは、所定の通報窓口に通報できる制度を構築しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、当社グループを横断するリスク管理組織としてリスク管理委員会を設置しております。委員会は、当社代表取締役社長を委員長として、当社取締役、執行役員、コーポレートマネジメント部長及び各グループ会社の経営責任者を委員として構成されています。事務局として経営管理本部が委員会の運営を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

・内部監査事務局

当社の内部監査事務局は、経営管理本部内に設置されており、承認された内部監査計画に基づき当社及び子会社を対象に業務執行状況や法令の順守状況について内部監査を行っております。内部監査の結果については、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長への報告と被監査部門への改善指示を行い、フォローアップ監査にて被監査部門の改善状況を確認しております。また、内部監査事務局、監査役および会計監査人は、相互に連携を図るため、情報・意見交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

・会計監査人

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2021年6月期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、三王知行氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他1名であります。

なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社及び当社グループは、監査役設置会社として、監査役、内部監査事務局及び会計監査人による三様監査を主体とした監査体制をとっております。監査役監査、業務監査及び会計監査とそれぞれの分野において専門性を発揮し、また、連携を取ることで、十分な監査が実行できていると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載して

	いく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIRに関する担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社グループは、オージックグループ・フィロソフィを制定し、倫理的規範としてすべての行動の基本原則としております。全役職員は、オージックグループ・フィロソフィ手帳を携帯し、業務活動を通じて他者への尊敬と自らの人格の向上に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの中核企業である(株)オージックは、ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得し、維持いたしております。このマネジメント活動を通じて、環境リスクの低減及び回避、省エネルギー及び省資源による環境負荷の低減とコストの削減、そして法令等の遵守を行っております。今後、これらの環境活動をグループ各社にも展開していく予定です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、東京証券取引所 有価証券上場規程 第2節会社情報の適時開示等 第402条の定めに従い適時開示の体制を構築し、「開示・提出マニュアル」を策定しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のため、会社法および会社法施行規則に基づき、当会社およびグループ企業からなる業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。 1. グループ全体における業務の適正性を確保するための基本方針 当社及び当社グループは、経営理念をすべての企業活動の基本としております。 (1) 経営理念 「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、お客様と社会の進歩発展に貢献すること。」 (2) 当社及び当社グループは、経営理念の実践をより実効的にするためオージックグループ・フィロソフィを制定し、朝礼時に輪読することにより組織内への浸透を図っております。 2. 当社及び、当社グループにおける取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (1) 当社及び当社グループは、オージックグループ・フィロソフィを制定し社内に周知するとともに、倫理的かつ適法に行動するための方針として法令・定款を遵守する体制を構築しております。 (2) 当社及び当社グループにおける取締役は、定期的に職務の遂行状況を取締役会に報告し、重要事

項について取締役間で意思疎通を図り合理的な決定を行っております。

(3) 当社取締役は、相互に職務執行を監督するとともに、関係会社管理責任者（経営管理本部長）がグループ各社の経営責任者の職務執行を監督しております。

(4) 当社及び当社グループにおける使用人は、就業規則の定めに従い誠実に行動しております。

(5) 当社及び当社グループにおける取締役、グループ各社の経営責任者および使用人は、監査役からの求めに応じ、職務の遂行状況を監査役に報告しております。

(6) 監査役は、取締役会に出席することで、当社グループにおける取締役およびグループ各社の経営責任者の職務の執行が法令および定款に適合することを確保しております。

(7) 監査役は、当社及び当社グループにおける取締役およびグループ各社の経営責任者の適法性監査を実施しております。

(8) 内部監査事務局は、当社及び当社グループにおける業務執行部門の職務の執行状況を監査し、体制の整備や改善について代表取締役社長に対して報告を行っております。

(9) 当社及び当社グループは、コンプライアンス規程の定めるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持発展を行っております。

(10) コンプライアンスに反するおそれのある行為や事実についての相談、通報体制を設け、当社グループにおける取締役、グループ各社の経営責任者および使用人がそれらの行為や事実気付いたときは、所定の通報窓口に通報できる仕組みを構築しております。当社及び当社グループは、通報の内容を厳重秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行っておりません。

(12) 当社及び当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断し、同勢力排除のため社内の体制を整備しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報につき「文書管理規程」その他関連する社内規程に従い、適切に保存および管理を行っております。

(2) 上記の情報の保存および管理は、当該情報を取締役・監査役が閲覧できるものとしております。

4. 当社及び当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループは、今後発生しうる様々なリスクに対応するためリスク管理規程を制定し、管理の実効性を高めるためリスク管理委員会を設置しております。

5. 当社及び当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループは、オージックグループ株式会社をホールディング会社として、その他のグループ会社を事業会社としたホールディングス制を採用しております。このため、オージックグループ株式会社は、各事業会社の業務執行を監督する機能に特化しております。当社グループにおいて、オージックグループ株式会社のみ取締役会設置会社となり、各グループ会社は取締役会非設置会社となっております。オージックグループ株式会社の取締役会において、各グループ会社の事業計画の進捗について、各グループ会社の経営責任者より報告を受け、業務執行状況の監督を行っております。

(2) 取締役会は、定期的にグループ各社における経営責任者の職務の執行状況について報告を求め、その効率性及び適正性等について監督しております。

(3) 職務の執行にあたっては、定期的に当社グループにおける取締役および経営責任者で構成される

経営会議を開催することにより、意思決定を迅速かつ効率的に実施しております。

6. 当社ならびに各グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（各グループ会社の経営責任者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）

（１）取締役会は、定期的に当社及び当社グループの業務の執行状況について各社取締役および経営責任者から報告を受け、継続的に経営管理体制の改善および向上に努めております。

（２）監査役および内部監査事務局は、定期的に当社及び当社グループの監査を実施経営し、必要があれば、管理体制の改善を取締役に求める体制としております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（１）監査役を補助する使用人を監査役が必要と認める場合、監査役の要請に従い人員を配置いたします。

（２）当該使用人の人事評価、人事異動、懲戒処分については、監査役の同意を得た上で行っております。

（３）当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとしています。

8. 当社及び当社グループにおける取締役、各グループ会社の経営責任者および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制「内部者通報制度」を制定し、これに基づき、当社及び当社グループの取締役、各グループ会社の経営責任者および使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループの監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止しております。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）内部監査部門との連携、代表取締役社長との意見交換、重要な会議への出席および議事録の閲覧等、監査役監査が実効的に行われる体制を確保する。

（２）取締役および使用人は、当社ならびに子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、または法令違反のおそれがある場合には、直ちに監査役に報告すべきものとする。また、監査役からの要求があるときは、必要な書類を添えて説明することとし、監査役からの指摘事項は関係者に遅滞なく報告を行っております。

（３）監査役は、必要に応じて会計監査人に対して会計監査の内容について説明を求めることができます。

11. 適正な財務報告を実現するための体制

（１）会計基準その他の関連法規を遵守し、社内規程である経理規程をはじめとする関連規程も遵守し

た適正な会計処理を行っております。

(2) 当社及び当社グループの財務報告は、株主等のステークホルダーに資する財務情報となるよう適時開示し、情報開示の透明性及び公正性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、「反社会的勢力対応規程」を定めており、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示しております。

また、新規取引先はもちろん、既存取引先、株主、役員および従業員についても年1回の頻度にて検索サービスおよび外部調査機関による調査を行っており、反社会的勢力との関係が発生しないよう未然の防止に努めております。なお、反社会的勢力対応に関する説明会等を開催し、役員および従業員に対して対応を行う際の具体的な注意点と対応に関する説明を行っております。また、必要に応じて、顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な措置を講じる体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

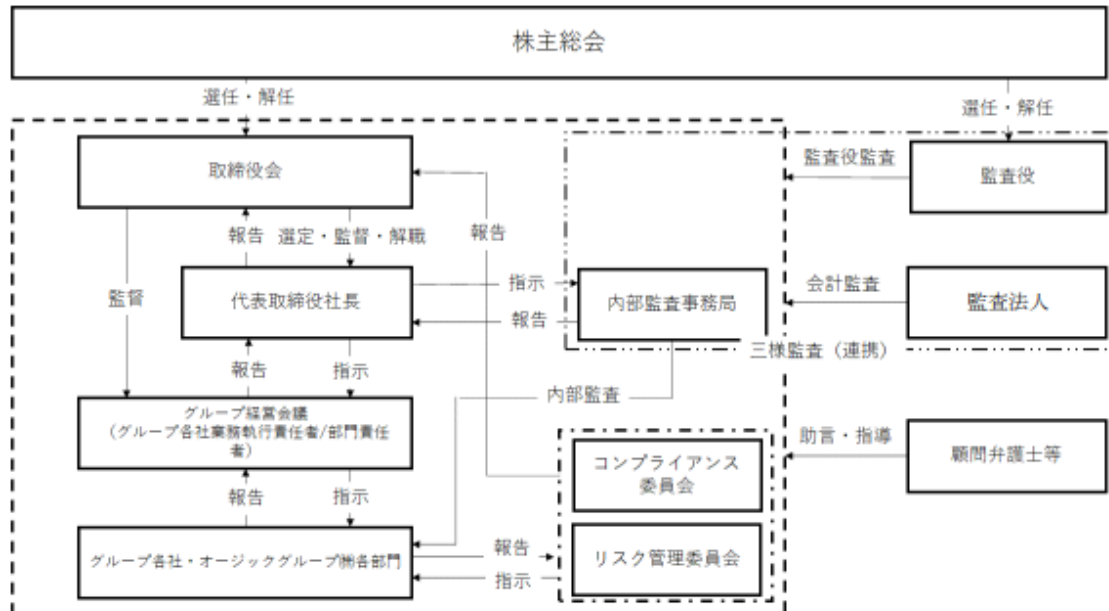
なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

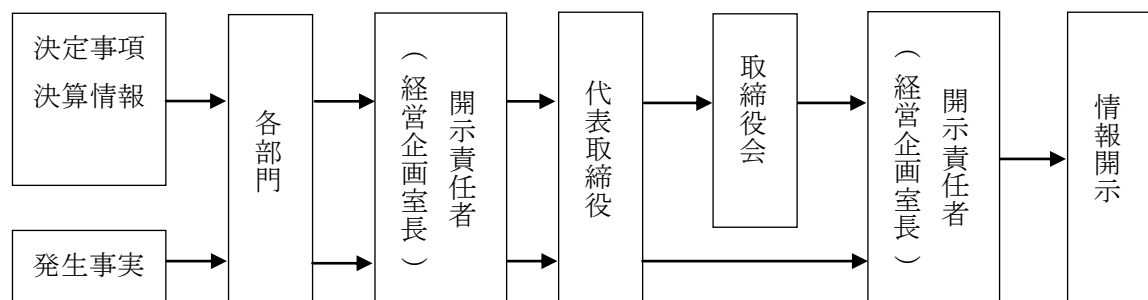
【模式図(参考資料)】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要(模式図)】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



以上